

館林市斎場新型コロナウイルス感染症死亡者の取扱方針

本方針は、斎場業務運営をより安全かつ適正に行うため、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（令和2年7月29日（第1版）」（厚生労働省 経済産業省）に加え、特に、死亡診断書（死体検案書）の「死亡の原因」欄に、新型コロナウイルス感染症（以下「同感染症」という。）と記載があった場合の死亡者の取り扱いについては、邑楽館林医療事務組合と協議の上、下記のとおりとする。

1 「I（ア）直接死因」に記載がある場合

この場合、医療機関において、納体袋に入れ、消毒を行い棺に納めて葬祭業者等へ引き渡すものとし、火葬収骨は葬儀業者1名の立会いのもと、斎場職員が行う。

死亡後のPCR検査または抗原定量検査（以下「検査等」という。）が陰性であった場合でも同様とする。

ただし、直接死因に記載がある場合であっても、死亡前の検査等の結果が陰性であり、(18)「その他特に付言すべきことがら」へ「陰性確認済」と明記している場合は、通常の火葬ができるものとする。

2 「I（ア）直接死因」以外の欄に記載がある場合

直接死因に新型コロナウイルス感染症以外の病名が記載され、I（イ）、（ウ）、（エ）及び、II欄に同感染症の表記があった場合は、市民課は医師・医療機関へ問合せし、同感染症は陰性確認済かを確認する（医療機関では、休日でも医師等と連絡が取れるような体制を整える）。

死亡前に陰性が確認されていた場合は、納体袋に入れることなく、通常の火葬を行うものとする。

陰性確認していない場合の遺体の取扱いは、1「I（ア）直接死因」に記載がある場合と同様とする。

医師等が、同感染症が陰性確認しているか否かを死亡診断書（18）「その他特に付言すべきことがら」へ明記している場合は、市からは問い合わせは行わないものとする。

同感染症に関連し、死亡診断書の内容に不明な点がある場合は、市は医師等に確認を入れるものとする。

3 遺族の斎場への入場

遺族の健康状態を確認した上で通常の葬儀が可能かどうか判断する。判断基準としては次の2つを満たす場合とする。

- ①死亡者本人の死亡直近の検査の結果が陰性。
- ②遺族が濃厚接触者・感染者でない。

通常の葬儀が可能であると判断した場合でも、遺族・会葬者の人数は通常の葬儀と同様に3密にならないように配慮をお願いします。

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

	氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和 〔生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください。〕 午前・午後 時 分
	死亡したとき	令和 年 月 日 午前・午後 時 分		
(12) (13)	死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 1 病院 2 診療所 3 介護医療院・介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他		
		死亡したところ 番 地 番 号		
		(死亡したところの種別～5) 施設 の 名 称 ()		
(14)	死亡の原因	(ア) 直接死因		発病-(発症) 又は受傷から 死亡までの 期間 ◆年、月、日等の 単位で書いて ください。ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてください。 (例：1933年3月、 5時間20分)
		I (イ) (ア)の原因		
		I (ウ) (イ)の原因		
		I (エ) (ウ)の原因		
	II 直接には死因に関 係しないがI欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等			
	手術		1 無 2 有 { 部位及び主要所見	手術年月日
解剖		1 無 2 有 { 主要所見		
(15)	死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 } 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死		
	外因死の追加事項	傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県 市区町村
(16)	◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください			
	手段及び状況			
	生後1年未満で	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	妊娠週数 満 週
(17)	病死した場合の追加事項	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1 無 2 有 { 3 不詳		母の生年月日 昭和 平成 令和 年 月 日
	前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)			
(18)	その他特に付言すべきことから			
(19)	上記のとおり診断(検案)する		診断(検案)年月日 令和 年 月 日	
	〔病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所〕		本診断書(検案書)発行年月日 令和 年 月 日	
	(氏名) 医師	番地 番 号		印